

5. 9. 17  
1675

勞組第三一三六部  
昭和五年九月十三日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣安達謙藏  
社會局長 官 殿

櫻井製紙工場労働争議ニ关スル件 (第四款)

要旨(1) 申立主ハ其態度爲頑ニシテ争議国ノ切實ニ命令中ナリ  
(2) 労働者ハ連日争議国本部ニ召集シ結束シ固メツ、居ルモ東川者  
續生ノ傾向ニ鑑ミ至急解決ヲ要望シ居ル模様ナリ

標記争議前後ノ状況左記ノ通り

記